

てん末書

1 日 時

令和2年2月26日(水) 午前9時25分～午前10時15分

2 会 場

湧別町役場 湧別庁舎 2階会議室

3 会議及び用務

令和元年度 第1回湧別町福祉有償運送等運営協議会

4 出席者

委 員： 安藤委員、坂本委員、北村委員、久保田委員、石川委員、篠田委員

※ 菅原委員欠席

説明員： [かたつむりの会] 山田理事長・村田氏、[湧別福祉会] 佐藤主任、
[介護センターみどり] 平塚所長、[社会福祉協議会] 石川事務局長(兼)

町： 前野主幹

傍聴者： なし

5 結果要旨

町内の福祉有償運送を行っている4事業者(「遠軽町手をつなぐ育成会 かたつむりの会」、「JAえんゆう 介護センターみどり」、「社会福祉法人 湧別町社会福祉協議会」、「社会福祉法人 湧別福祉会」)の登録の有効期限が本年3月31日までとなっていることから、更新の審査について協議を行った。

1. 開 会

会議の成立確認(委員7名中6名出席)

2. 協議事項

会長が決まるまでの間、安藤福祉課長の進行により議事を進行。

(1) 会長・副会長の互選について

前任期と同様、会長には北村委員、副会長には担当課長である安藤委員を推薦する案が委員より出された。

⇒ 会長に北村委員、副会長に安藤委員が決定

(2) 湧別町福祉有償運送等運営協議会設置要綱第5条第5項に基づく委員の指定について(説明者：前野福祉課主幹)

⇒ 要綱第5条第5項の規定に基づき、北村会長より坂本委員、安藤委員、北村委員の3名を指定。

(3) 更新登録に係る協議

① 福祉有償運送の必要性について(説明者：前野福祉課主幹)

移動制約者の状況及び公共交通機関の輸送の状況などについて説明。

【質疑事項なし】

⇒ 湧別町内において福祉有償運送が必要であることを確認。

② 運送の区域について
③ 旅客から收受する対価
④ 旅客の範囲
⑤ その他必要と認められる措置

（説明者：前野福祉課主幹）
（補足説明：介護センターみどり平塚所長）

議案書に基づき、各事業者の更新登録の申請内容について説明。

なお、補足説明として、介護センターみどりより、通院等乗降介助の福祉有償運送利用料金の改定内容について、別添配布資料により説明。

【質疑・意見等】

- ・ 介護センターみどりからの配布資料において、初乗運賃が 560 円と記載されているが 2 月 1 日から 610 円に変わっています。
- ・ 加算金の距離も短縮になっており、より安くなっているというような考え方で整理できると思います。
- ・ 4 事業所の有償運送の過去の実績はどうであったか。

※ 介護センターみどりの平成 30 年度の実績は、距離が 4,657 km、金額で 113,724 円。

その他については、のちほど報告をいただくこととする。

⇒ 4 事業所の申請内容について特に問題がないことから、福祉有償運送を行わせることが必要であるとの合意に至った。

(4) その他

〈事務局より〉

① 福祉有償運送等運営協議会について

地方公務員法の改正に伴い、現在、要綱で定めている本協議会の委員の身分を明確に規定するため、3 月の議会定例会で条例制定の提案を予定している。条例が可決されれば、現在、要綱で定めている委員の任期は 3 月 31 日で解職となり、4 月 1 日から新たに 2 年間の任期で委嘱させていただくこととなる。

② 次回更新登録に係る協議会について

令和 5 年 2 月ごろの開催を予定。

〈久保田委員より〉

① 現在、国会で公共交通の活性化再生法と道路運送法の改正について審議されている。地域交通の確保が難しくなってきていることから、今後、公共交通の確保維持に向けた動きが出てくる可能性がある。

② 国交省では、タクシーを地域の足として守っていかなければならぬと位置付けていることから、積極的なタクシーの活用を検討するとともに、積極的な利用をお願いする。